

様式第 27 号 (第 59 条関係)

特定化学物質等適正管理手順書作成(変更)報告書

(あて先)

××年 ××月 ××日

越谷市長

報告者 〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

彩国化学産業株式会社

代表取締役 彩国 武蔵

(電話番号○○○-△△△-□□□□)

特定化学物質等を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成(変更)したので、埼玉県生活環境保全条例第 75 条第 2 項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称	彩国化学産業株式会社 ●●工場		
事業所の所在地	●●市●●4-2-82		
変更の概要	全面的な内容の改定		
連絡先	担当部署 生産技術本部 ●●工場 工務課 担当者氏名 日本 太郎 電話番号 ○○○-△△△-□□□□		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考	考		

- 備考 1 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別紙

1 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱目的及び取扱箇所

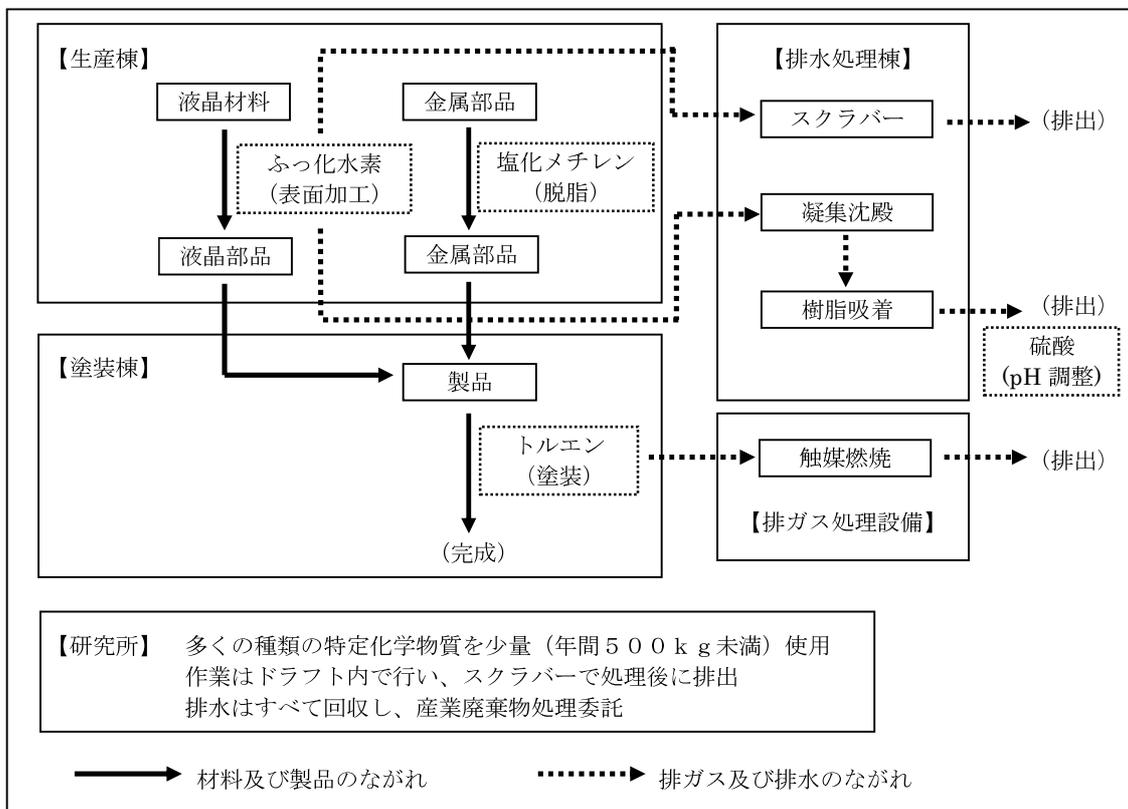
(1) 特定化学物質の種類と特定化学物質等の取扱目的・取扱箇所

番号	1	2	3	4
特定化学物質の名称	塩化メチレン	トルエン	ふっ化水素及びその水溶性塩	硫酸
※ 特定化学物質の区分・番号	1-186	1-300	1-374	3-41
取り扱う目的	脱脂洗浄	製品の塗装	液晶部品の表面加工	排水のpH調整
取扱箇所	生産棟	塗装棟	生産棟	排水処理設備棟
処理方法又は排出抑制対策の概要	代替 (納入品のオイルフリー化)	回収効率の向上 触媒燃焼後排出 静電塗装の導入	ドラフト内作業 スクラバー(排気) 凝集沈殿+樹脂吸着 (排水)	放流水のpH監視
現在までの増減傾向と今後の見込み	大幅に減少 (xx年度比80%減) 数年内に全廃見込み	横ばい 今後増減ない見込み	大幅に増加 (xx年度比50%増) 今後増減ない見込み	微減 (xx年度比10%減) 今後増減ない見込み

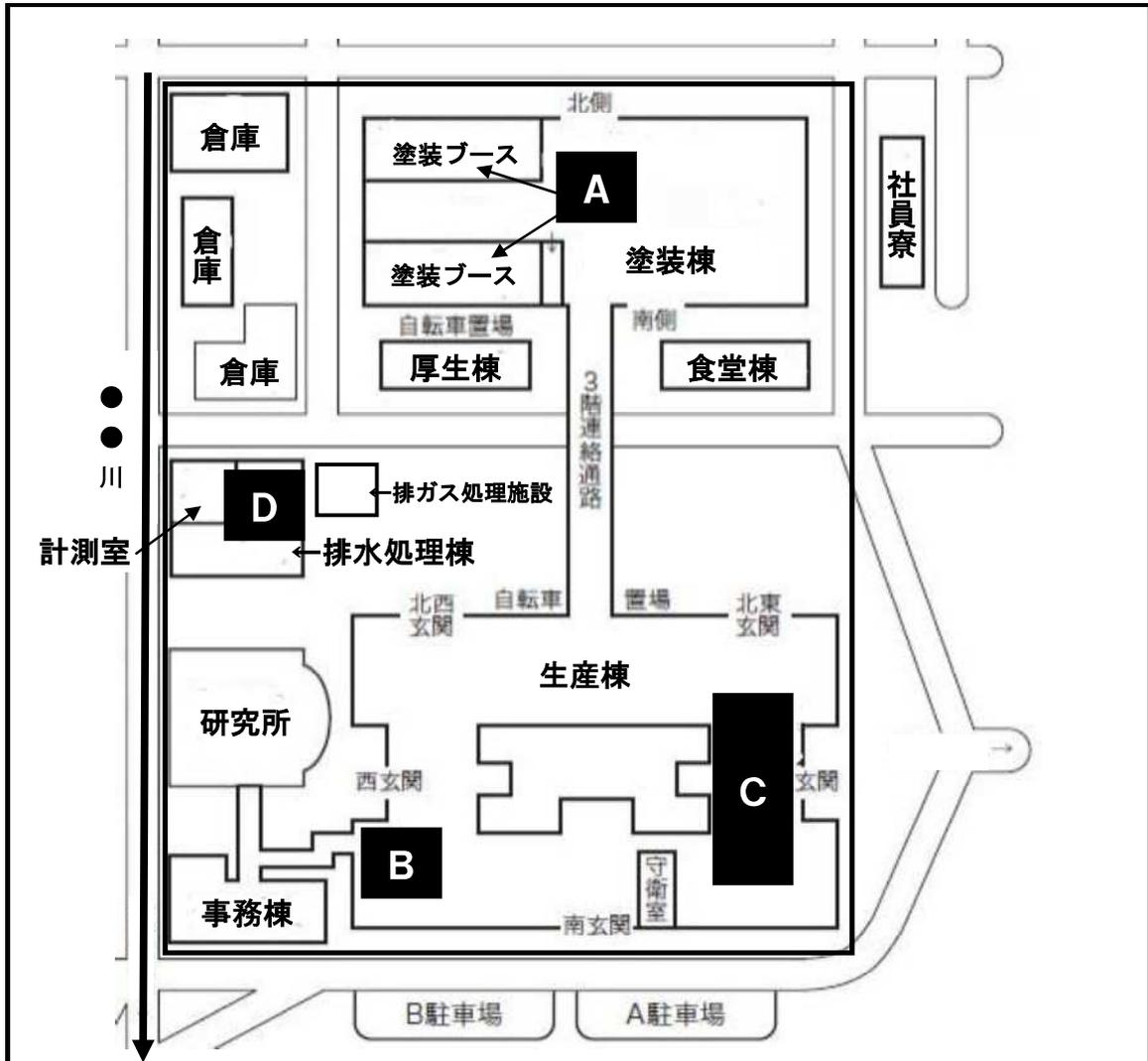
※ 区分は、第一種指定化学物質は「1」、第二種指定化学物質は「2」、その他の化学物質は「3」と記載。

※ 番号は、指定化学物質は政令番号、その他の化学物質は別表番号を記載。

(2) フロー図



2 特定化学物質等の取扱い施設の平面図



特定化学物質等の取扱い施設一覧表（年間取扱量500kg以上）

凡例	特定化学物質名称	場所	取扱施設、設備
A	トルエン	塗装棟（1階西側）	塗装ブース
B	塩化メチレン	生産棟（1階南西側）	溶剤洗浄設備
C	ふっ化水素及びその水溶性塩	生産棟（2階段東側）	表面処理設備
D	硫酸	排水処理棟	排水処理設備

研究所における特定化学物質等の取扱い状況（年間取扱量500kg未満）

主要な特定化学物質名称	
第1種指定化学物質	アクリロニトリル、無機シアン化合物、鉛化合物
第2種指定化学物質	(なし)
その他の特定化学物質	塩化水素、硝酸、ふっ素、マグネシウム

【埼玉県注釈】

※事業所全体を表す平面図に取扱施設の位置を示します。
 ※既に他法令の届出等で作成した図面を活用しても構いません。

3 管理の方法に関する事項

<p>1 基本方針</p> <p>(1) 塩化メチレンの排出量、取扱量の削減を進める。</p> <p>(2) 特定化学物質等による事故の未然防止対策と災害リスク低減対策を進める。</p> <p>(3) 地域住民・隣接事業所との交流を進め、地域に開かれた安全・安心な工場であり続ける。</p>													
<p>2 管理計画</p> <p>(目標)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 塩化メチレンの取扱量をゼロにする</td> <td>2018年度内</td> </tr> <tr> <td>(2) リスクレベルⅣの施設をリスクレベルⅡ以下にする</td> <td>2020年度内</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域合同防災訓練を実施する（以後毎年1回開催）</td> <td>2015年度内</td> </tr> </table> <p>(方策)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 納入される金属部品の真空包装化（オイルフリー）</td> <td>進行中</td> </tr> <tr> <td>(2) リスクレベルⅣ設備の改良と作業要領改訂</td> <td>2015年度～</td> </tr> <tr> <td>(3) 工業団地会総会で決議後、関係者と調整</td> <td>2015年度～</td> </tr> </table>		(1) 塩化メチレンの取扱量をゼロにする	2018年度内	(2) リスクレベルⅣの施設をリスクレベルⅡ以下にする	2020年度内	(3) 地域合同防災訓練を実施する（以後毎年1回開催）	2015年度内	(1) 納入される金属部品の真空包装化（オイルフリー）	進行中	(2) リスクレベルⅣ設備の改良と作業要領改訂	2015年度～	(3) 工業団地会総会で決議後、関係者と調整	2015年度～
(1) 塩化メチレンの取扱量をゼロにする	2018年度内												
(2) リスクレベルⅣの施設をリスクレベルⅡ以下にする	2020年度内												
(3) 地域合同防災訓練を実施する（以後毎年1回開催）	2015年度内												
(1) 納入される金属部品の真空包装化（オイルフリー）	進行中												
(2) リスクレベルⅣ設備の改良と作業要領改訂	2015年度～												
(3) 工業団地会総会で決議後、関係者と調整	2015年度～												
<p>3 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）</p> <p>・組織の名称 彩国化学産業株式会社 ●●工場 ISO14001推進委員会</p> <p>・管理組織図</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 彩国グループISO14001推進委員会 </td> <td style="width: 50%;"> 委員長：代表取締役 委員：取締役●●工場長 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 彩国化学産業株式会社●●工場 ISO14001推進委員会 </td> <td style="width: 40%;"> 委員長：取締役●●工場長 副委員長：副工場長 研究所長 委員：総務課長 生産1課長 生産2課長 工務課長 事務局：総務課、各課ISO推進担当 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;"> 各課ISO14001推進部会 部会長：各課長 副部会長：ISO推進担当者 部会員：全職長 </td> </tr> </table>		彩国グループISO14001推進委員会	委員長：代表取締役 委員：取締役●●工場長	彩国化学産業株式会社●●工場 ISO14001推進委員会	委員長：取締役●●工場長 副委員長：副工場長 研究所長 委員：総務課長 生産1課長 生産2課長 工務課長 事務局：総務課、各課ISO推進担当	各課ISO14001推進部会 部会長：各課長 副部会長：ISO推進担当者 部会員：全職長							
彩国グループISO14001推進委員会	委員長：代表取締役 委員：取締役●●工場長												
彩国化学産業株式会社●●工場 ISO14001推進委員会	委員長：取締役●●工場長 副委員長：副工場長 研究所長 委員：総務課長 生産1課長 生産2課長 工務課長 事務局：総務課、各課ISO推進担当												
各課ISO14001推進部会 部会長：各課長 副部会長：ISO推進担当者 部会員：全職長													
<p>・環境負荷低減主任者</p>	<table border="0"> <tr> <td>職名</td> <td>生産本部●●工場</td> <td>取締役工場長</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2">埼玉 盛秀</td> </tr> </table>	職名	生産本部●●工場	取締役工場長	氏名	埼玉 盛秀							
職名	生産本部●●工場	取締役工場長											
氏名	埼玉 盛秀												

4 従業員の教育及び訓練の実施方法

(1) 従業員の教育（新任者・転入者対象）

- ①社内規程類（基本方針、管理計画、事故及び災害対応マニュアル）
- ②避難方法及び避難経路
- ③非常参集システム

※日本語を母語としない従業員を対象として、言語別に同じ内容の教育を行う。

(2) 従業員の教育（特定化学物質等取扱者対象）

- ①社内規程類（作業要領、事故及び災害対応マニュアル）
- ②特定化学物質等の危険性・有害性（SDSの内容）
- ③特定化学物質等のリスク評価
- ④特定化学物質等が関係した事故及び災害事例
- ⑤事業所内外から収集したヒヤリハット、危険予知事例
- ⑥保守点検の内容及び実施方法
- ⑦情報提供及びリスクコミュニケーション

(3) BCP特別講習（管理職対象）

(4) 訓練の実施方法

- ①一斉防災訓練
工場の稼働を全停止し、緊急地震速報を活用した避難訓練
- ②図上訓練
想定したシナリオに対するグループ討議、全体発表（災害対策本部のマネジメント能力養成）
- ③高リスク施設緊急時対応訓練
リスクレベルⅣの施設を担当する従業員を対象に、保護具着用と除害設備運転・停止訓練
- ④夜間避難訓練
夜間の発災を想定した避難訓練及び検証
- ⑤参集訓練
事故及び災害時対応要員及び工場管理職を対象とした非常参集システムの使用訓練
- ⑥地域合同訓練
近隣事業所及び近隣住民を招き、初期消火や吹き出し訓練を実施する。その際、特定化学物質等に係る事故及び災害対策の取り組みについても説明し、相互理解の促進に努める。

4 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質の排出の抑制対策

(1) 排ガス処理

排ガスを触媒方式で熱分解し、発生する熱風を乾燥工程に利用。

(2) 排水処理

地下への浸透を防止するため、排水処理施設を地上に移設。

含ふっ素排水は炭酸カルシウムで凝集沈殿後、樹脂吸着で処理。

排水の水質変動に追従できるように計装設備を改良・多重化して、薬品注入制御を高度化。

(3) 共通事項

- ①運転状況、亀裂及び腐食有無の確認（日常点検）
- ②清掃、オーバーホール（定期点検）
- ③排出状況の監視
 - ・排出口での濃度測定（自動計測項目以外は年6回の委託分析）
 - ・モニター制度の運用（近隣住民による通報）

2 特定化学物質等の回収、再利用等の合理化対策

(1) 排ガス量の削減

研究棟のドラフト及び生産棟の局所排気設備の集約化・集中化を実施済み。

(2) 排水量の削減

高濃度排水はスポット回収し、産業廃棄物処理を委託する。

向流のカスケード洗浄方式を採用し、排水量の削減に取り組む。

処理効率の向上を図るため、発生工程から処理施設までの排水経路を複線化し、含ふっ素排水とそれ以外の排水に分けて処理する。

(3) 使用量の削減

静電塗装方式を採用して塗料に含有される特定化学物質の使用量を減らす。

購入管理台帳や施設、設備の運転管理台帳を1日1回以上チェックし、無駄を省く。

5 情報提供に関する事項

1 県民への情報提供の実施方法

- ・近隣住民を対象とした工場見学会・意見交換会を年1回以上実施する。
- ・化学物質適正管理を初めとした環境保全の取り組みをCSR報告書に記載し、希望者に配布する。
※インターネットで公表するほか、希望者には紙面を郵送で提供
- ・地方自治体及び学校からの要請に応じて職員を講師として派遣し、当社が製造する環境配慮型製品の紹介や製造工程における環境配慮について説明する。
- ・工場に対する要望・意見は総務部管理課（電話〇〇〇-△△△-□□□□）で常時受け付ける旨の掲示を行うとともに、各担当課が作成した対応案をISQ14001推進委員会で審議した後に先方へ回答する。

2 安全データシート（SDS）制度の取組方法

- ・原材料に添付されているSDSの情報を社内データベースで管理、共有化を図る。
- ・個別製品ごとの成分及び配合率に基づき、社内データベースの情報を基にSDSを作成する。
- ・製造工程における物性の変化等で新たに必要となる情報は、依頼試験を実施する。
- ・社内データベースからダウンロードし、納入書に添付して客先に提供する。
- ・主要な製品のSDSはホームページで公開する。
※紙面・電子データ共に提供可

6 事故の防止対策及び災害対策に関する事項

1 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

(1) 特定化学物質等に起因するリスクの把握

- ア 特定化学物質等のSDSに記載されている有害性及び危険性に関する情報を収集、整理する。
- イ 作業ごとの取扱い方法、取扱量、周辺環境に関する情報を担当課から提出させ、とりまとめる。
- ウ リスクマトリクスを用いて、最も軽微なレベルⅠから最も重篤なレベルⅣの4段階で評価する。
- エ レベルⅣの作業のリスク低減計画をまとめる（設備改良と作業要領改訂）。

(2) 地震発生時に顕在化するリスク

- ア 想定される影響
 - 埼玉県地震被害想定調査被害分布図に基づく想定震度：震度6弱（茨城県南部地震）
 - 同 液状化可能性：やや高い（茨城県南部地震）
- イ 災害時に顕在化するリスクの低減計画（平成32年度までの5か年計画）
 - (ア) 建物等の耐震化
 - 耐震診断の結果、震度6強で倒壊の可能性がある塗装棟の耐震化工事（外壁補強）を行う。
 - 倉庫棟内の水銀灯をLED灯・太陽光照明に変更する工事を行う。
 - (イ) 保管方法の見直し
 - 指定数量未満の消防法危険物についても混載禁止規定を適用し保管場所を変更する。
 - (ウ) 非常用電源の強化（反応冷却装置の電源確保）
 - 都市ガス専焼コージェネレーションシステムを導入し、停電リスクを分散する。
 - 非常用発電装置の燃料備蓄を3日分から6日分に増やすため、重油タンクを1基増設する。
 - (エ) 防液堤内の仕切り設置（非意図的な中和反応の防止）
 - 硫酸タンク、苛性ソーダ水溶液タンクの同時漏えいに備え、防液堤内に仕切りを設置する。
 - (オ) 貯水槽の増設（事業所外への流出防止）
 - 漏えい時の系外流出を防止するため、一時的に貯留する地下ピットを増設する。

(3) 洪水発生時に顕在化するリスク

- ア 想定される影響
 - 市ハザードマップに基づく浸水時の水位：0.5m未満
- イ 災害時に顕在化するリスクの低減計画（平成28年度までの2か年計画）
 - 非常用電源棟に浸水防止柵を設置する。

2 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

(1) 訓練の年間実施計画

- ①一斉防災訓練（3月11日「社内防災の日」、年1回実施）
- ②図上訓練（4月と2月を除く偶数月、年4回実施）
- ③高リスク施設緊急時対応訓練（1月と3月を除く奇数月、年4回実施）
- ④夜間避難訓練（不定期、年1回実施）
- ⑤参集訓練（不定期、年1回実施）
- ⑥地域合同訓練（9月1日「防災の日」、年1回実施）

(2) 訓練の対象者

- ①一斉防災訓練：全員
- ②図上訓練：管理職以上の職員が年1回以上参加
- ③高リスク施設緊急時対応訓練：関係社員が年1回以上参加
- ④夜間避難訓練：当日夜勤者（実施日は1週間前に発表）
- ⑤参集訓練：災害対策本部及び初動対応要員
- ⑥地域合同訓練：社内（管理職、当日日勤者）、社外（近隣事業所、地域自治会、公設消防）

(3) 訓練結果の活用

- ・訓練の結果は部会ごとに自己評価させ、改善案とともにISO推進委員会に上申する。
- ・ISO推進委員会では社内規程類への反映の要否を審議し、各部会に改定作業を指示する。

3 事故及び災害対応マニュアルの概要

(1) 要員の確保

ア 平日日勤時

速やかに対策本部を立ち上げ、事故及び災害の規模により生産体制から即応体制に移行。

イ 休日・夜勤時

社員寮20名が駆けつけ、災害対策本部立ち上げまで被害状況の把握と管理職への報告。事故及び災害の規模により、非常参集システムを用いて対象管理職と初動対応要員を参集。

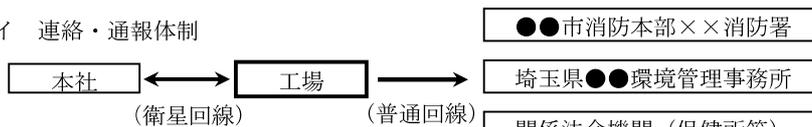
(2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡・通報体制

ア 指揮命令系統

災害対策本部から初動対応要員に指揮命令を行い、初動対応を実施。体制が整い次第、消防警戒班は自衛消防隊に移行。

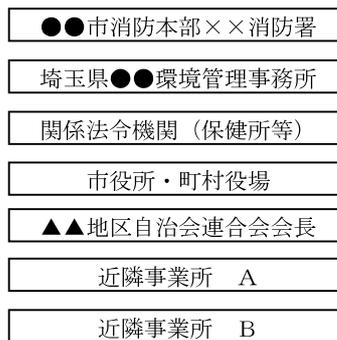


イ 連絡・通報体制



【連絡手順】

- 概要を電話で口頭にて伝える。
- 詳細をファックスで紙面にて伝える。
- ▲▲自治会連合会会長様には、各自治会への連絡をお願いする。不在の場合は、副会長に連絡する。



(3) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法（休日・夜間発生時初期対応の概要）

ア 身の安全を確保

イ リスクレベルIVの施設稼働（停止）状況を計装及び遠隔カメラで確認

ウ 非常用電源の稼働開始及び電源切り替え

エ 除害設備の稼働開始

オ 非常用地下ピットへ排水経路を切り替え

カ 現地確認班を組織し、防護服着用の上、確認ポイントに急行

キ リーダーは非常参集システムに情報を逐次アップロード（幹部職員への報告）